

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel. 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

その判断が
目の前に
迫っています

基本的人権を手放していいのか 96条の改憲を考える

憲法と法律は、その根本が違う！

「憲法を変えよう！そのために憲法を変えやすくしよう！」

今、時の権力者である、自民党安倍政権が声を大にして訴えています。様々な詭弁を使い、訴えています。これは、そもそも筋が違います。なぜ筋違いなのか。それを理解するには、憲法と法律は違うこと、そしてその違いをしっかりと再確認する必要があります。

憲法は権力者を縛るための道具

平たい言葉で述べると、法律は、「私たちの自由を少し制限して、社会の秩序や安全を守るために、私たちが守るもの」です。身近でいうと、「車を運転する時なんかはそんなにスピードを出してはダメです」などがそれにあたります。

それに対して憲法は、「私たちの権利や自由（人権）のために、国が守るもの」です。いわゆる「国民が権力者を縛るための道具」です。少数でも、表現の自由や思想・宗教の自由など、国に守ってもらわれないといけないのです。守らないと戦前のようになってしまふことは誰もが想像つくことでしょう。

憲法の歴史をひもとけば・・・

1215年イングランドで制定されたマグナカルタ（大憲章）は、国王の権限の制限をする内容であ

ります。国王の王政に立ち向かったイギリス革命（17世紀）では、権力者に縛りをつける「権利と自由は国王といえども否定できない」という「権利の章典」ができています。これは今でもイギリスの不文憲法の根本となっています。

イギリスからの独立を宣言した「アメリカ独立宣言」（1776年）は、権利の章典の理論の流れを汲んでいます。そして、その前文で「全ての人間は平等に造られている」「生命、自由、幸福の追求」の権利を掲げています。この独立宣言の起草者トマス・ジェファソンは、「・・・権力の問題においては、それゆえ、人に対する信頼に耳を貸さず、憲法の鎖によって非行を行わないように拘束する必要がある」と述べています。もちろん、フランス革命後の「フランス人権宣言」（1789年）も然りで、権力者に縛りをつけています。国家権力を憲法によって縛りかけることは、歴史が示すところですよ。

未来に禍根を残さない！

絶対的な力を持つ権力者を縛るものがなくなればどうなるか、歴史的に見ても明らかです。96条改憲は、その縛られてくる権力者自ら、ゆるめようとけしかけているのですから、筋違いですし、この

立憲主義を国民が手に入れるまで、たくさんの人々が犠牲になっています。それを簡単に手放すわけにはいきません。そして、何より「未来」に禍根を残します。

人類の宝として考える

日本国憲法は、人類の歴史的流れを汲む「アメリカ独立宣言」の影響を受け、その条文として第97条、第98条、第99条が記されています。押しつけられたとか、そうでないとかという問題ではありません。（押しつけられたというも）ではありませんが・・・歴史的に見ても、国としてではなく、人類として獲得してきたものであることは明らかです。正に人類の宝と言っても過言ではありません。自民党改憲案では、その人類の宝である立憲主義の根本と人権が大きく揺るがすものになっています。そして、それを権力者（多数派）が変えやすくできる96条改憲は危険極まりありません。

各国の憲法は変えやすいのか

自民党は、「世界の国々は、時代の要請に即した形で憲法を改正し、新たな課題に対応しています。主要国を見ても、戦後の改正回数は、アメリカが6回、フランスが27回、第2次世界大戦で同じく敗戦したイタリアは15回、ドイツに至っては58回も憲法改正を行っています。しかし、日本は

戦後一度として改正していません。「自民党HPより」と述べています。これには精査が必要ですよ。左の表をご覧ください。

各国の主な憲法改正手続き (4/13東京新聞)

| 国名 | 主な改正手続き |
|------|---|
| 日本 | 各院2/3以上の賛成→国民投票（過半数の賛成） |
| アメリカ | 各院2/3以上の賛成→3/4以上の州議会の承認 |
| フランス | 各院の過半数賛成→両院合同会議3/5以上の賛成 ※他に国民投票を経る手続きも有 |
| イタリア | 各院の過半数の賛成→（3ヶ月以上経過後） 各院の2/3以上の賛成 ※他に国民投票を得る手続きも有 |
| ドイツ | 連邦議会の2/3以上の賛成→連邦参議院の2/3以上の賛成 |

例に出された国々は、変えやすくして変えているのではありません。その他の国々も調べましたが、ほとんどの国々がこのように厳格です。

いずれにせよ、立憲主義の性格を考えると、改憲はかなり厳格です。そうあるべきです。96条改憲することは、人類の歴史に逆行しています。そのことをしっかりと認識することが重要です。

第84回

メーデー



5月1日、第84回メーデーが檜山でも行われました。せたな地区集会には19名が参加し、車パレードを実施。江差地区集会は、65名が江差尻公園に集いました。遅々として進まない東日本大震災の復興と被災者の支援、「原発ゼロ」をはじめとした要求が掲げられました。また切実な課題として、国民を時の権力者から守ってくれる「憲

太田 一徹氏 講演

「こどもってかわいい！おもしろい！ステキ！」その1

～そう思えなくなったときは、自分の感性が下がっている・・・～



講演の題名は、ほくほくとって本当にそのまま思っている「子どもってかわいい！おもしろい！ステキ！」にしましたが、いつもいつもそのような感覚かと言えばそうではないのです。逆に言えばそう思うようにしたい、いや、決意というか、そう思えないような条件があるのではないかと、多忙さの中で、それらの思いをキャッチする自分の感性が下がってきていると思うようになってきたのです。

作品を紹介します。

そら豆はかわいい

札幌市・清田区・平岡公園小二年
ありえ かずま

ばんごはんが、ゆでたらそら豆でした。ひまだから、そら豆をいれました。一回目はすぐにとれたけど、二回目はめげなくなりました。母さんが帰ってきました。

「どうしてこんなときに」と思いました。母さんが、「ただいま」

と言いました。ぼくは、「おかえり、」

と言ったつもりなのに、「ほはへり、」

と聞いてしまいました。母さんが、「声がへんだね。はなにそら豆いれたでしょ。」

と言いました。

「どうしてわかったんだ。」

「そうしてぼくは、いたくて、こわくてたまりませんでした。はなから血がでできました。お母さんが、ベンチをもってきて、はなにつっこんでとうとうしたけれど、とれませんでした。それで、せとおかびよういんに行きました。かんとくさんに、

「この子、はなにそら豆をいれたんですけれど、とってくださいませんか。」

「はい、はい。」

「はい、はい。」

「はい、はい。」

こういう作文と出会えるからこそ、教員はやめられないと思う作品。子どもにしか書けないような、こんなことを書いてきてくれると、本当に子どもって、おもしろい、子どもってかわいい、子どもってステキだなんて思います。



法の改悪」「TTPP参加を阻止」「くらし・平和・地域を守ろう」と訴えました。

北部集会

車パレードでアピール

北部集会は、檜山教組の北部方面各支部・支会その他、新婦人、信金労組など6団体が実行委員会をつくり、せたな町民ふれあいプラザ駐車場を会場に集会を開きました。

浜口喜久雄実行委員長（檜山教組副委員長）が主催者を代表して挨拶。「憲法の改悪、消費税の引き上げ、TTPPへの交渉参加、原発の再稼働推進、年金支給額の減額、生活保護費の減額など、私たちの命と暮らしに関わる問題については、働く者に冷たい姿勢が気になります。」

また、働く現場においては、依然として派遣や臨時雇用などで安心して働ける状態とはなっていません。正規労働者になれないのは、働く意欲がないからではありません。能力が特に劣っているわけでもありません。労働者派遣法という制度が悪いのです。悪い

働く者の団結と国民的連帯で「原発ゼロ」

「TTPP参加阻止」「憲法を守る」

制度は変えなければなりません。」と訴え、貧困や格差のない社会をつくらうと力強く訴えました。その後、10台の車でせたな町と今金町をパレードし、地域住民や沿道の人々に、「原発ゼロ」、「TTPPへの参加反対」、「憲法改悪の阻止」被災地救援への協力や、ゆきとどいた教育の実現などをアピールしました。

また、TTPP参加で壊される医療、マスコミに取り上げられない福島の子どものための甲狀腺がんの異常な発症率など福祉・医療・子育ての現場から深刻な実態が報告され、いのちとくらしをめぐる切実な要求が訴えられました。集会は、メーデー宣言と「今」の生活と権利の課題を共有し、閉会しました。



南部集会

江差尻公園に集結、さまざまな課題を共有

南部の江差地区集会は、檜山教組の中南部方面の各支部はじめ道退教、年金者組合、道南勤医協、新婦人、建交労など8団体が実行委員会を構成、肌寒さの残る曇天の中、実施されました。主催者を代表して挨拶した

